

京都市告示第 5 号

地方税法第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産（償却資産）の価格等の全てを登録しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 2 5 年 4 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

（行財政局税務部資産税課）